

議案第 49 号

東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例
(東京都板橋区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）
の一部を次のように改正する。

第 23 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち府令で定めるものについては、府令で定める記載によることができる。

第 24 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
第 24 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的

年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、
その旨

第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第3条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第4条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第5条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の2の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第5条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第5条の3に次の3項を加える。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第2

9 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

- 3 東京都知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第 5 条の 5 の規定により読み替えられた第 3 7 条の 8 第 1 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第 2 9 条の 1 1 の規定によりその例によることとされた法第 1 6 1 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第 5 条の 7 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第 3 7 条の 6（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「1 0 0 分の 2」とあるのは、「1 0 0 分の 1」とする。

付則第 6 条第 1 項中「附則第 3 0 条」を「附則第 3 0 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条第 2 項中「平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月

３１日」に、「平成３０年度分」を「令和２年度分」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日」に、「平成３１年度分」を「令和３年度分」に改め、同条第３項中「三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日」を「平成３１年４月１日から令和２年３月３１日」に、「平成３０年度分」を「令和２年度分」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日」に、「平成３１年度分」を「令和３年度分」に改め、同条第４項中「三輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日」を「平成３１年４月１日から令和２年３月３１日」に、「平成３０年度分」を「令和２年度分」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日」に、「平成３１年度分」を「令和３年度分」に改める。

付則第１１条第１項及び第２項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

付則第１５条第１項中「平成３５年度」を「令和５年度」に改める。
(東京都板橋区特別区税条例の一部改正)

第２条 東京都板橋区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第１０条第１項第２号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第６条第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条第５項中

「第４項」を「前項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第３９条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第６条の２第１項中「第５項」を「第６項」に改める。

（東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条 東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成２７年板橋区条例第３９号）の一部を次のように改正する。

付則第４条第２項第３号中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改め、同条第１３項中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年１０月３１日」を「令和元年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に改める。

（東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条 東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例（平成２９年板橋区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

付則第２条第２項中「平成３１年度」を「令和元年度（平成３１年度）」に改める。

（東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条 東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成３０年板橋区条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、東京都板橋区特別区税条例付則第5条の2の次に5条を加える改正規定（同条例付則第5条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例付則第6条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

付則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第7号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度（平成31年度）」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度（平成31年度）分」に改める。

付則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

付則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月

1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 1 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 1 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「3 3 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

(東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年板橋区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 条ただし書中「平成 3 1 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

付則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度（平成 3 1 年度）」に改め、同条第 2 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 3 1 年度分」を「令和元年度（平成 3 1 年度）分」に改め、同条第 3 項中「平成 3 2 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同項の表第 1 9 条の 2 第 1 項の項及び付則第 5 条の 2 の項中「平成 3 1 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

付則第 3 条中「平成 3 1 年度分」を「令和元年度（平成 3 1 年度）分」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中東京都板橋区特別区税条例付則第 5 条の 2 の 2 を加える改正規定、付則第 5 条の 3 に次の 3 項を加える改正規定、付則第 5 条の 7 に次の 1 項を加える改正規定及び付則第 6 条の改正規定並びに付則第 4 条の規定 令和元年 1 0 月 1 日
- (2) 第 1 条中東京都板橋区特別区税条例第 2 3 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 2 4 条の 2、第 2 4 条の 3 及び第 2 5 条第 1 項の改正規定並びに付則第 2 条の規定 令和 2 年 1 月 1 日

(3) 第2条中東京都板橋区特別区税条例第10条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5条の規定 令和3年4月1日

（特別区民税に関する経過措置）

第2条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の東京都板橋区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の特別区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度（平成31年度）分までの特別区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき東京都板橋区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の東京都板橋区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和2年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の東京都板橋区特別区税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東京都板橋区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、特別区民税が非課税となる対象者を追加し、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減及び賦課徴収の特例を新設等するほか、所要の規定整備をする必要がある。